

# 第45回（仮称）まちづくり条例検討市民会議

## 会議録概要（委員発言要旨）

平成21年9月8日（火）

### 会議の成立

委員総数14名 出席委員数9名 半数以上の出席により会議は成立する。

- ・出席委員 ～ 井上、浦西、逢坂、笠原、合田、杉本、中山、橋本、水口
- ・欠席委員 ～ 荒井、小野寺、高橋、田巻、三原

### 配布資料について

#### 〔事務局～企画課長〕

- ・資料1 まちづくり基本条例の素案～9月8日現在～（これまで確認したもの）  
今日は使用しないが、次回までに各自内容を確認してもらいたい。

#### 〔中山座長〕

- ・笠原委員から、自治体法務検定という資料が出されているので、後ほど説明してもらおう。

### 前回（第44回）会議内容の確認

#### 〔中山座長〕

- ・前回は、第38条（地域振興）から条文の確認作業を続けた。
- ・第38条では、条文のタイトルを「地域振興」から「自治区の連携」に替え、「地域振興」や「地域の特性」といった表現を削除した。
- ・第39条（危機管理）では、解説文の「安全で安心な」というフレーズが多いので減らすこととした。
- ・第40条（国、北海道その他の自治体との連携等）では、第1項は共通課題を解決するために連携協力すること、第2項は、市が抱える課題解決のために国や道に対して提案するというように、位置付けを明確に分けた。
- ・これで、一通り全条文の確認作業を終えたことになるが、まだ結論が出ていない「共働」の部分について、専門部会検討案を提示したが具体的検討までは至らず、次回に再度話し合うこととした。
- ・以上が前回会議の協議内容。よろしいか。

## 条文素案（個別条文）の確認

### 〔中山座長〕

- ・第8章の検討に入る前に、笠原委員から別な条文の資料が出されているので、簡単に説明してもらおう。

### 〔笠原委員〕

- ・9月6日付けの道新記事に「自治体職員検定」というもの載っているが、これは公的な機関ではなく、漢検や英検と同じように民間が取り扱う事となっている。
- ・これが、この会議で検討してきた第17条の職員の役割と責務の第2項で、「職員は・・・政策立案能力、法務能力等を身につけるよう努めるものとする」という条文とちょうど同じ内容になる部分だと思う。
- ・この検定自体がどれほどのもので、どれほど法的なものになるか分からないが、少なくともこの条例の第17条の第2項で入れた事は、方向性としては間違いがないと思っており、資料として提出した。
- ・第40条の危機管理の部分で、今回の議会で北見市の犯罪及び交通事故のない安全な地域づくり条例が提案されていた。この第40条は「災害の対応について」と限定されているので、今回の犯罪や交通事故という明確な目的のものとは別だから問題ないと思うが微妙な感じがする。犯罪や交通事故のない条例の提案は、どこの課になるのか。

### 〔事務局～企画課長〕

- ・市民活動課である。ここは交通安全や防犯を担当している。

### 〔笠原委員〕

- ・中味を見ると、防犯協会や交通安全協会などが主体である。
- ・個人的な感想としては、基本条例ができた後でも良かったと思っている。
- ・犯罪や交通事故を対象にしている部分は、この基本条例の第40条の第1項に含まれていると解釈したのだが。

### 〔水口委員〕

- ・「安心・安全」という言葉を使っている中で、災害との区別をどうするのか気になっていた。
- ・結局、自然災害というのは災害で良いが、日常生活の防犯や交通事故の安心・安全との使い分けをどうするのか、又は別途にするかという事については気になっていた。

### 〔事務局～企画課長〕

- ・当初、この第10章は「安心・安全なまちづくり」というタイトルになっていた。そして、安全安心の場合は、災害時の時だけではなく、福祉も含めた防犯や交通事故なども関わってくるが、実際には災害時の対応の条文しか規定していないという事で、最終確認で「危機管理」という章の名称に変更した経過がある。
- ・もし、元のままであれば、その部分も含まれてくると思うが、今言われたように違う視点で理解してもらいたいと思っている。

### 〔笠原委員〕

- ・今回はインフルエンザの対策で「自分の身は自分で守りましょう」という厚生労働省の

方針＝自己防衛という部分がある。その場合、特にこの解説の部分に感染症とあるが、この場合、市民に対しての周知方法や施設等での体制などをどういう形で市民に知らせ、納得してもらうのかという部分があると思う。

- ・この事は厚生労働省のホームページに載っているが、そこにアクセス出来る人と出来ない人に対しての手当ての部分はどうするのか、防犯や交通事故以外の感染症や、他の部分に対する具体的な対応の仕方が必要になってくると思う。
- ・この第10章で危機管理と謳っているので、この事を条文に入れるとなると、話は難しくなってくるので、解説の中に、犯罪や交通事故については条例が制定されているという事、感染症や、直接、市民の日常生活に関わる事について行政側の対応の仕方や、市民側の受け止め方などを具体的にに入れてもらえれば、より良くなるのではないかなと思う。

〔中山座長〕

- ・進捗状況に応じて検討したいと思う。

## ◆第8章 共働の推進

〔中山座長〕

- ・条文の検討に入る。第8章の共働の推進について、専門部会で検討したものを提案したので、これについて皆さんの意見を聞きたいと思う。
- ・分かり難い文章ではないという意見があったが、改めて見直してみると難しい表現がある。条文の中に「した方がよい」「何々をしましょう」「何々を努めるようにしましょう」という文章も、市民側にあった方が良くはないかという事で、専門部会に検討してもらった。ルール作りとなるべく、簡単な言葉で分かり易く書く事に努めた。
- ・事務局の方から気になる点を上げてもらいたい。

〔事務局～企画課長〕

- ・これまで何回か議論をしてきているが、条文の中に気になる言葉が何箇所もある。
- ・例えば、第3項の「条例等を整備するなどの支援を行うものとする」や、第1項では「まちづくりの主体であることを意識し」となっているが、これを「認識し」という言葉にした方が良く感じた。
- ・そして、第1項の条文自体が、実は前段の第8条の共働の原則とほぼ似たような意味合いになっている気がした。
- ・この部分を議論してもらいたい。

〔井上委員〕

- ・共働の原則の解説の部分で「共に手を携え、共に汗し、共に行動するという強い意志を表す共働の概念」とあり、ここに書いている共働の原則の1つのものとして、第8章の第35条があるのではないかな。

〔中山座長〕

- ・ルールづくりは第8章になる。

〔井上委員〕

- ・共働の原則の第7条の解説の具体的な言葉と、第35条の解説の言葉が、ある程度一致していなくても良いのか。

#### 〔事務局～企画課長〕

- ・流れで言うと、共働の原則は第7条で謳っているが、その原則は何を言っているのかというと、まちづくりと一緒にやっという大きな括りのもの。
- ・本当は、一緒に行くために第8章では具体的にどういうルールが必要なのかが謳われているという流れになる。
- ・例えば、市民としてはお互いの活動を尊重し合うというのが最低限のルールであり、これは良い事だと思う。
- ・そして行政は、そういう市民活動を尊重する事で、行政側に1つのルールを課すことは良い事だと思う。
- ・そういう形で第8章が表れてくると良い気がする。

#### 〔井上委員〕

- ・そうだと思う。

#### 〔中山座長〕

- ・井上委員としてはどうか。

#### 〔井上委員〕

- ・共働という概念を強調したいのであれば、同じように「共に・・・し、共に・・・し、共に・・・し」と、同じ方が共働の概念としては分かり易いと思う。
- ・どちらかにした方が、新たに共働という言葉をつくった意味が市民にとっては入り易いと思う。
- ・共働の原則（P10）では、力を3つにしたのではなくて、「共働」にしたのだという大きな説明だと理解する。
- ・そして共働の概念は、「共に手を携え、共に汗し、共に行動する」という事を強調したいと理解する。
- ・その時に、具体的な1つの共働の推進策として第8章の第35条があるとすると、その解説の中に「共に生き、共に働き、共に創造する」という展開になると思う。

#### 〔中山座長〕

- ・同じ言葉を繰り返した方が分かり易いという事もある。

#### 〔井上委員〕

- ・10ページで共働の概念を謳っている。概念であれば同じ言葉を繰り返すか、もっと分かり易くしなければ、一般市民には難しいと思う。

#### 〔中山座長〕

- ・井上委員から、第7条と第35条の言葉を合わせた方が良いという意見があった。
- ・事務局からは第35条の「まちづくりの主体であることを意識し」を「認識し」に修正。
- ・第3項だけに「条例等を整備するなど」と出てくるのはどうなのか。
- ・この意見を基に、皆さんからの意見をもらいたい。

#### 〔事務局～企画担当係長〕

- ・前回の会議後に専門部会で検討された案が今回示しているが、前回の案からここに至るまで、どういう協議があつて、こういう形になったのか。その経緯を説明していただき、その上で検討を進めた方が良いと思う。

### 〔中山座長〕

- ・まず、各条文は理由付けをした方が良いという事で、市民が何をするのか、何をしたら良いのかという事を書いた方が良いという事。
- ・解説文が結構分かり易くなったとは言え、かなり理解し難い言葉があるので、それを分かり易く書き直した。
- ・基本的に、なるべく意図は変えないように分かり易い言葉に変えたつもりだ。
- ・それではまず、検討委員会の委員の方から意見をもらいたい。

### 〔杉本委員〕

- ・第 35 条と第 36 条が意図している部分は、距離間だと思っている。
- ・市民に分かり易いという趣旨でまとめられたと思うが、正直なところ、小さく纏める事が条文の趣旨ではなく、突出していても何をしていても目的を達成できなければ、条文を作った意味がないと思う。
- ・条例全体の構成は別として、何を共働としたいのかという本質的な部分が、専門部会の中でもまだ合意点に達していない気がする。
- ・これでは今までの条例とあまり差がなく、住民とその他の団体や組織とのスタンスが明確にできているのかという気がする。
- ・早く決めたいのは分かるが、この部分は急がない方が良い気がする。
- ・当時の「協働」の頃からの行政側と住民側とのギャップを思い出すと、この部分できちんとやっておかなければ、流される条文で終わってしまうと思う。
- ・どこがどう違うという事は山ほどあるが、今は言わない。

### 〔合田委員〕

- ・杉本委員が提案した表のイメージは、大事だと思っている。
- ・この表のイメージを言葉にするとどうなるのかと考えている最中だ。

### 〔笠原委員〕

- ・結論的には、このような形で良いと思う。というのは、前回の東京新聞の記事の総務省が「地域協働体」を創設したことや、現在北見市が行っている「住民自治推進交付金制度」は、非常に狭い範囲で、昔でいうと「協働」、或いは「住民組織・住民自治」の発想でされたものだ。しかしこの第 35 条や第 36 条が分かり難いというのは、そのような感覚の人が読むと、非常に分かりづらいと想定される。
- ・ただ、解説の中で今までの協働の範囲とは違い、特に解説文の第 2 段落目の後ろの方で「市長等は、・・・条例や庁内推進体制の整備など・・・」と、ここまで踏み込んでいる形はほとんどないと思う。一般的に、協働やまちづくりの概念よりも、この部分で市全体を包括できる説明にはなっていると思う。
- ・今後、これを説明する時は、全く観点や視点やテリトリーが違うという本質的な変換点が、これにより説明ができる。
- ・ただ、説明したからといって、すんなりと理解・納得される事ができるかどうか分からないが、その努力をずっと続けていく事が大事。続けなければ、これまでの行政補完型の協働で終わってしまうおそれがあると思う。
- ・従って、これで良いと思う。

### 〔杉本委員〕

- ・今までの議論経過を見て一番欠けている部分は、共働でやるにしても何をやるにしても住民と行政側との距離間が近くなければ駄目だと言う事。
- ・そこで検討願いたいのは、市長や職員は団体自治であるが、その前に住民なのだと言う事を考えていただきたい。住民である事を忘れ、自分達のスタンスの方を守ってしまっている傾向があると思う。
- ・住民同士のアクションの時には、住民個人の責任でいろいろな事をやるが、住民に対しての団体となった場合、住民側のスタンスを忘れてしまい、行政側ではここまでだという線引きをしていると思う。団体自治の職員ではあるが、それ以前に住民の一部だという観点をに入れて欲しい。
- ・ここで住民自治と団体自治と書いているが、そういう事ではなく、一連の流れで住民の中からその役目を負い、議員や市長や職員になっているという事を忘れてはいけない。
- ・それを忘れてしまうから住民の意見を聞くという言葉が別なスタンスを持ってくる事になると思う。住民であっても別なスタンスの方から住民の意見を聞くというニュアンス。
- ・それが行政側の文章や事業の方向性に流れてくると思う。
- ・行政と住民との間にあるもの。どちらかと言うと住民側が持っている偏見ではなくて、団体自治側・行政側が持っている一線の引き方を解除しない限りは、共働や何をやっても難しいと思う。
- ・だから住民の活動を尊重するなどの文言は、そのためにあると思う。
- ・どうしても自分達のスタンスを守りながら住民の意見を聞いている。議員にしても市長にしても行政職員にしても皆そうだ。
- ・団体職員の前に「住民である事」に気づいて欲しいと思う。
- ・その事がなければ、行政側が色々な政策等を打ち出しても、あまり上手くいかないと思うし、この溝はいつまで経っても埋まらない気がする。

### 〔中山座長〕

- ・これは意見として受け止めたい。皆さんからの意見を伺いたい。

### 〔井上委員〕

- ・最初の第7条で確認したときの共働の原則は、10ページの「市民同士、自治区同士、市民と行政がより良い・・・共通の目的に向って、・・・「共働」の概念でまちづくりを進めていくことを3つ目の原則にあげています」という事だと思うが、第8章は1つの具体的な共働を進めるにあたっての事で、そうすると、こちらの方の図とは別で、この図の言葉は今回の案とは違うという事なのか。

### 〔事務局～企画課長〕

- ・その図は杉本委員の案であり、その説明はされているが、しかし、その図自体をこの会議として、こうなのだという確認をしているものではない。

### 〔井上委員〕

- ・基本的には、A～F全部を含めた「共働」という事でよろしいか。

### 〔中山座長〕

- ・良い。

〔事務局～企画課長〕

- ・杉本委員作成の図案が出るまでの共働の議論は、今日配布した資料の2ページのもの。
- ・これも最終的に確認されているわけではないが、ここの中ではAの部分から共働という文字は出ていない。図のAは、共働という表示はしているが、元々の表にはなく、理念の部分「共働のまちづくり」に全ての領域が入っている事になっている。
- ・実は、この表のイメージも固まっておらず、最終的にこれをどうしたら良いかの議論をしてもらいたいと思っている。

〔井上委員〕

- ・ずっと内容が一致しておらず、もっと簡潔に表現できないものかと思っていた。
- ・図というのは、一目見て分かり易ければ良いものなので、これでは「言葉の共働」と「図の共働」が、今一合わないと思った。
- ・図のAだけが「共働」であり、しかし文章を読むと「市民同士、自治区同士、市民と行政が・・・」となっており、そういう事を言っていないと思う。

〔中山座長〕

- ・Aだけではない。全体だと思う。

〔井上委員〕

- ・BCDの協力と連携の活動も、今度は「共働」に入るという事か。

〔中山座長〕

- ・そうである。

〔井上委員〕

- ・では矢印ではなくて、全部を網羅しているという図の方が分かり易いと思うが。
- ・文章の内容を図にするなら、補完性の原理を言い表した方が分かり易く、一般市民にもその方が分かり易いと思う。

〔中山座長〕

- ・もう一度分かり難い点を説明してもらいたい。

〔井上委員〕

- ・杉本委員の図では、Aが「共働」、BCDが協力と連携の活動の「協働」となっていて、EとFも今度は「共働」となっている。
- ・しかし言葉では、「市民同士、自治区同士、市民と行政が・・・」という横のつながりも「共働」になっている。そうすると、一つひとつバラバラにするのではなくて、これら全ての横のつながりも「共働」になっていくという事で良いのか。

〔中山座長〕

- ・それは、2ページの図の「活動形式」の部分に、「互換」と記載している。

〔井上委員〕

- ・「互換」の意味が分からない。

〔中山座長〕

- ・では、この図では、活動形式で記載しているが、別な書き方をした方が良いという事か。

〔井上委員〕

- ・分かり難い印象だ。

〔中山座長〕

- ・補完性の原理が、この図では見えないという事か。

〔井上委員〕

- ・見えない。もう少し言葉と図がすんなりといく方法はないものか。

〔中山座長〕

- ・では、各委員にこの件について訊きたい。
- ・図を見てこの文章を読んで、つながりがわかるか。

〔井上委員〕

- ・解説の部分を、もう少し分かり易い文章で直した方が良いのかもしれない。

〔杉本委員〕

- ・分かり易いという事は、それぞれをある程度集約するという事になると思う。
- ・そうすると、今までと同じように、さらっと流す事になると思う。
- ・分かり易くする努力はするが、とにかく分かり易いという事に主題を置くのか、それともある程度正確にやって、しっかりと伝えるのか。
- ・市民はそんなに馬鹿ではないと思う。小学生に教えるような分かり易い文章にするのは最高の事だが、そこで説明がつかない部分は、詳しく段階を追って説明しなければならないと思う。

〔井上委員〕

- ・趣旨は分かるが、分かり易く伝える方が難しいと考えている。だから最高条例というものは、単純な事をいかに平易な言葉で、そしてどんな人が読んでもある程度同じ理解が得られる内容であるという事を言っているだけである。

〔杉本委員〕

- ・今の段階では難しい事だが、分かり易くする努力はしなくてはいけない事だ。

〔井上委員〕

- ・条文を読んだだけの方が、分かり易いと思った。そして解説を読むと混乱して、図を見た時にしっかりといかなかった印象を持つ。
- ・条文よりも解説の部分の方が難しくなっている感じを受けた。

〔浦西委員〕

- ・前回の資料と比較して、分かり易い、伝え易い言葉というのは確かにあるが、条文として何を言おうとしているのかという事では、今回の一枚もので出てきた方が条文としてはすっきりとして良いと思う。
- ・確かに、解説の部分で、もう少し分かり易くした方が良いのかとも思ったが、これぐらいの書き方でも伝わると思った。
- ・今、井上委員が言ったように皆に理解してもらおう事では、条文と解説があるだけでは全ての人が理解してくれるとは思わない。
- ・それには小学生向け、中・高生向けなどの形で、理解をしてもらうような別なものを作ること。そして北見市の最高規範としての条例の文章は、それだけ言葉を選んで大切な事を伝えているのだという事で、市民活動の促進の部分では、こういう書き方で良いと思っている。



- ・ただ、一部文言の並べ方として、先ほど第 35 条の第 1 項の「意識」という事があったが、別に意識や認識という言葉は必要ないと思う。
- ・市民は、既にまちづくりの主体として相互に尊重し合い、共に手を取り合いという事は理解しているのに、わざわざ意味のない言葉を並べている印象を持った。
- ・第 2 項についても、「自主性をもち、出来る範囲で市民活動を進めるものとする」と書いてあるが、この出来る範囲というのも個人の尺度なので必要ないと思う。
- ・解説では、下の部分「条例や庁内推進体制の整備などの環境整備に努めなくてはなりません」とあるが、これも「庁内推進体制などの環境整備」の「整備」という言葉はなくても良いと思った。
- ・井上委員が言う、図との整合性や分かり易さでいうと、確かに言われる通りだと思う。
- ・今まであまり議論に参加していなかったもので、分かったようで分からないかもしれないという印象である。

#### 〔橋本委員〕

- ・共働については長い時間をかけて議論してきたものであり、この条文を何度も修正されてきたものだと思う。本当に優しい文章で分かり易いと思う。
- ・ただ、杉本委員が市長・職員・市民との距離感が縮まっていないという発言をしたが、私は距離を縮める条文の内容は、なかなか思い当たらない。
- ・解説の部分では、理解をしてもらえそうな表現になっていると思う。

#### 〔水口委員〕

- ・全体的には良い出来だと思っている。この範囲でいくしかないと思っている。
- ・前回の「地域的資源や団体自治や住民自治」などの難しい表現の言葉を外し、あえてこのような表現をしているという事は評価したい。
- ・ただ、先ほどの浦西委員が言っている部分は、何点かそのように感じる部分がある。
- ・井上委員が言ったように優しい表現という事では、確かにそう思う。
- ・しかし、条文でいく中での事なので、これで許される範囲だと思っている。
- ・ただ、「条例等を整備するなどの支援を行う」など「支援」という言葉を随分使っているが、「支援」は「助ける事」で良いのか。良いのかもしれないが、違和感がある。
- ・全体的に「支援する」という言葉になってきているので、今更この部分を変えらると全体を変えなくてはいけなくなるので、問題意識を作るという事は避けたいと思いつつも、個人的には「支援」という言葉が気になる。

#### 〔中山座長〕

- ・もう少し気になる部分をあげて欲しい。

#### 〔水口委員〕

- ・例えば「市長等は、支援を行う」ではなく、積極的に関与しなければならないし、やらなければならない事だと思う。だから「支援」ではない気がする。
- ・「支援」＝「手助け」だと思っているが、私は「手助け」ではなく、積極的に関与すべき事だと思う。そうすると全体的な構図が違ってくる気がするが。
- ・ここでの「支援」は「助ける」という事ではないと思う。そうすると全体に絡んでくる事なのだが、個人的にはそのように思っている。

### 〔逢坂副座長〕

- ・市民活動を促進する事によって、共働が推進されるという基本的な考え方で纏めたものだと思う。そういう意味ではよく纏まっているし、相当苦勞されたと感じた。
- ・さらに、これを良くする事を考えると、2点ほど掘り下げた方が良い要素がある。
- ・第1点は、この第3項で「市民活動を推進するために必要な支援を行なう」となっているが、第8章の表題には、あくまでも共働を推進するという目標があるはず。だから、共働の推進を支援するという行政サイドの取り組みを1項目入れた方が良いと思う。
- ・もう1点は、市民自治の促進となっているが、市民自治を促進することにより共働が推進されるという位置付けになっている気がする。前文では、市民自治と共働のまちづくりというのは、段落を変えて目玉を2つ作っている気がする。
- ・だから、ここは共働の推進という目玉、いわゆる第35条に関連する事だと思う。
- ・もう1つ、第36条については、あくまでも共働のまちづくりという小さな考え方ではなくて、住民自治・団体自治を含め、身近なところで自分達の事は自分達で考えてやっていこうという基本的なものをここで謳う方が良いと思っている。
- ・だから、この共働のまちづくりの根底の意味という事ではなくて、市民の自治という形で第36条を捉えた方が良いと思う。
- ・そうすると、ここで「共働の推進」と「市民自治の促進」の考え方は別になるので、出来れば第36条を第8章の共働の推進に置かず第9章に置いて、自治をきっちりと位置付けする方が良いと思っている。

### 〔合田委員〕

- ・浦西委員が言ったように、まちづくりの主体である事を「認識し」ということをあえて書かなくても、主体であり相互に尊重し合えるという部分だけで良いと思う。
- ・第2項の「出来る範囲で・・・」は、「自由意志に基づき」という部分でカバーできるものと思うが、この言葉も要らないと思った。
- ・井上委員が言った「共に生き、共に働き」という部分が、10ページの共働の原則と同じ言葉を使った方が良いと思った。言葉が多いとそれだけ複雑になってくるので、出来る限り同じ言葉を使い、すっきりとした方が良いと感じた。

### 〔杉本委員〕

- ・文字を省略するという話し合いだが、私は文字を追加して欲しい部分がある。
- ・解説の下の部分「そのため、市長等は、市民活動を尊重し・・・」となっているが、その時に「市長等は、同じく市民である事を自覚して・・・」という文言を入れて欲しい。
- ・くどいかもしいないが、実際にこの部分がないところだと思う。

### 〔笠原委員〕

- ・今の日本の公務員というのは、公民権が認められていないので、国民としての基本的人権はない。要するに参政権もなければ何もない。
- ・その部分と住民としてという部分では、例えば、留辺蘂の祭りに役場の職員が手伝いに来ないと住民から文句を言われる。これは意識の問題であり、制度上の問題と本人の意識の問題と住民の一人として積極的に関るかどうかという事までをこの段階で書く事は難しいと思う。

- ・例えば、ヨーロッパのように、市町村の議員は公務員もやれるということもある。だから、日本もこのようになれば良いと思っている。その事は制度上の整備の問題もあり、公務員の事とやかく言う事は出来ない。

#### 〔中山座長〕

- ・杉本委員から問題を提起されたが、解決策としてはそういう事もあるという事で理解してもらいたい。

#### 〔杉本委員〕

- ・いずれにしても、今までの距離間などはその部分にあると感じていたので発言をした。
- ・住民側が自由に集まって、ただ存在しているだけなので、その部分が自由で垣根も何もあったものではないと思った。

#### 〔笠原委員〕

- ・例えば、公務員の労働基本権を認めた場合は、普通の一般市民と同じ扱いになる。そうなれば、制度上ある意味展開は出来ると思う。今後、この問題について何度話し合いをしても統一できないと思う。これまでの議論経過を見てもそう感じる。
- ・前回出した総務省の案や北見市で行われているものも、いろいろな所や形でテーマとして話し合い、そして実際に行動したとしても統一性は中々ない。
- ・この事を現実から考えて、他市町村のまちづくり条例や自治基本条例を見ても、意外に市民活動や市民自治の部分が条例の本文でも少ないというのは、その辺の実情を反映している。要するに、これだけでは書ききれないという事だと思う。
- ・そしてまた、今後、地方自治が地方分権改革推進会議でいろいろな項目が勧告されるようになった場合、本当に市民が担うべきことが税金を払ってまでやるべきなのか。それとも自分達でやらなければならないのかという選択は当然くると思う。
- ・これは、表面的に色々な問題はあるが、今後展開できるような形で置いておくという、一種の問題提起の条文だと思う。
- ・そうでなければ、今まで市の方では、この団体にこれだけの寄附を行い、これは公共的な仕事だと認定しているといったような部分があったと思う。そして、そこから外れている活動も当然あるはず。
- ・今回、杉本委員が特に強調するのは、外れた部分にスポットライトを当てるという事で「協働から共働へ」という先ほどのような構図なども作っておいて、一番上の理念に、「共働のまちづくり」という押さえ方をしたものだとして理解している。
- ・ここでは、時間が問題ではなくて、この事は無理な話だとはっきりしている。

#### 〔井上委員〕

- ・先ほどの意見だが、読み間違っていた。「市民」となっているので、先ほどの意見は却下したい。10 ページの共働の「共に」という表現と、第 36 条の解説の部分の「市民が」という主語が入っていたので、これで良いと思う。

#### 〔中山座長〕

- ・第 36 条は市民の意見で、第 7 条は市民・自治区同士、行政と市民の全部が入っている。

#### 〔井上委員〕

- ・全部が入っているので、先ほどの意見は却下したい。

〔中山座長〕

- ・それでは、違っていても構わないという事か。

〔井上委員〕

- ・構わない。ただ、条文は分かり易いが、解説は主語と述語の整合性を合わせなければ、第 37 条の解説の「快適で利便性の高いまちづくりを進めていくためには・・・生かされます」という文章は非常に分かり難いと思った。
- ・杉本委員の意見は良く分かる。そうであればこの内容で良いと思うが、その前に第 3 章では、市民の権利と市民の責務を記載している。この部分になるべく薄れないようにした方が良いと思う。
- ・市民の権利では「市民は、すべて等しく尊重されるとともに・・・」という「ともに」が大前提の市民の権利をここできちんと謳っている。そして、市民の責務の中にも尊重されるという部分がきちんと明解に出ている。この事を大事にした市民活動の推進という表現の方がすっきりとすると思う。気持は良く分かったので、内容はお任せする。

〔中山座長〕

- ・今出された意見をまとめたい。
- ・杉本委員からは、もう少し検討が必要であり、行政と市民との距離間という事で、役人も基本的には市民・住民であるという事を考慮した書き方が欲しいという事。
- ・笠原委員からは、いろいろな問題があり、全てを解決できるような案というのは、この問題に関しては出ないであろう。現段階で出来るベストの所で終わり、その後の展開が出来るような形で終わった方が良い。
- ・浦西委員からは細かな修正があった。ポイントを修正したい。
- ・水口委員からは、「支援」という言葉は「積極的に関与すべき」という事だが、「支援」という言葉は沢山使っている。

〔水口委員〕

- ・これは全体的に使っており、変えるのは大変なので、あえて変える必要がないのかもしれない。

〔中山座長〕

- ・井上委員からは、条文と解説はかなり難しくなっているが、よく読んでみるとこれでも良いという意見。
- ・概要の図との整合性が取れていなく、解説を読んでも分かりづらい。これは概要の検討のところで話し合いたい。
- ・ただ、全体を通して何を言いたいのが伝わっている気がしたとのこと。
- ・文章の問題で、市民自治の促進の解説文「快適で・・・生かされます」の部分の分かり易くした方が良いのではないかという意見が出された。
- ・逢坂副座長から大きな修正点を 2 つ挙げてもらった。この部分から検討を始めたい。
- ・最初は、市民活動の支援という事だけが第 35 条に書かれているが、共働について書き込んだ方が良いという意見。皆さんはどう思うか。

〔逢坂副座長〕

- ・少しくどいが、追加説明をしたい。

- ・事務局が作った新しい素案の第36条第2項「市長等は、市民の自治活動を尊重するとともに、共働によるまちづくりを推進するため、必要に応じて条例等を整備するなどの支援を行うものとする」の「自治活動」「条例等」という言葉も問題が出てくると思うが、せめてこれぐらいの内容のものは、条例の中に入れておいた方が良いと思う。
- ・この解説の下から2番目の段落に「市長等は、市民活動を尊重し、共働のまちづくりの推進に向け、条例や庁内推進体制の整備などの環境整備などに努めなくてはなりません」という部分と、その下の段落「・・補助金などの財政的支援ばかりではなく、情報の提供、人的協力、共働の場の提供など、活動の調整、基盤化などの支援活動・・」の部分を行政がやり易いようにやらなくては駄目だという条文の位置付けで、私は第2項的な内容を1つ加えた方が良いと思う。

〔中山座長〕

- ・今、副座長から回答が出された感じだが、元の文章の「共働によるまちづくり」という言葉を私が外した気がする。他で意見があり、まちづくりは共働だけではないだろうという事で、「共働による」という言葉を外したはず。
- ・では、「共働のまちづくり」とすれば良いと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・少なからず、行政は共働のいろいろなものを具体的に進めていかなくてならないという項目は1つあった方が良いと思う。

〔杉本委員〕

- ・以前、座長と話し合った事があるが、共働のまちづくりではなくて、まちづくりのための共働ではないかと。だから目的は、まちづくりであるという事。
- ・共働のまちづくりが目的になってしまわないようにしなければならない。
- ・方向論はいろいろと変わっていくと思うので、ある程度、共働の匂うまちづくりを大前提に打ち出すのは止めようと話し合った事がある。

〔中山座長〕

- ・「まちづくりのための共働」とするとどうか。

〔逢坂副座長〕

- ・一言「共働の推進」では。

〔中山座長〕

- ・「共働を尊重するとともに、共働を推進するため」の方が良いか。

〔逢坂副座長〕

- ・この部分は「市民等は、市民の自主的活動を尊重するとともに・・・」ではどうか。

〔杉本委員〕

- ・副座長は「条例等を整備するなどの支援」と、条例を入れたいという事だったが。

〔逢坂副座長〕

- ・条例は入れない方が良いが、解説に入れてはという事。そして、そのような活動をしなくてはならないという事を伝えたい。

〔杉本委員〕

- ・一般の人は、条例なのになぜ支援するのかと思うだろう。

〔中山座長〕

- ・では「共働を推進するために」とした方が良いか。

〔逢坂副座長〕

- ・その方がすっきりしていて、一番分かり易いのかもかもしれない。

〔杉本委員〕

- ・「まちづくりのために共働の推進を行う」だと思いが。

〔中山座長〕

- ・そうだが、「まちづくりのために」となるとくどくなるので書かない方が良くと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・もう「共働の推進」で良いと思いが。

〔中山座長〕

- ・その方が一番すっきりとする。

〔逢坂副座長〕

- ・解説の部分で、まちづくりを前提とした道具なのだという事を入れる。

〔中山座長〕

- ・では「市民活動を尊重するとともに、共働を推進するため、必要に応じて・・・」

〔逢坂副座長〕

- ・「支援」、「措置を講じる」、「仕組みを整備する」が良いのか。

〔笠原委員〕

- ・そうなると、大分ニュアンスが変わってくると思う。
- ・共働の原則の第7条では対等であるが、昔の統治という形でやるのも共働である。これは、あくまでも権利主体と行動主体の問題という事で、まちづくりを進めようという話が逆になってしまう。やはり、前々からの行政サービスのための1つの道具になり下がってしまうという恐れを持っている。
- ・ある行政学者は、「行政」という用語は、基本的に「経営」と同じ言葉だと言っている。これは、地域をどうやって、皆で経営して行くかという発想。
- ・今までの行政があまりにも強すぎたので、市民主体の方向に持っていこうという事。そこで「協働から共働」というように今までの会議が進んできたと思う。
- ・だから、単に共働は道具とか用具や手段のレベルの話ではないと思う。そうでなければ2ページの図の理念のキャップの部分が無くなってしまう。左側の部分に「理念」と記載しており、その右側に「共働のまちづくり」という頭になっている。
- ・これまでは行政主体に従えば良かったかもしれないが、市民や市役所の職員も市民主体の意識を強めようという事で、話がずっと進んできた気がする。

〔井上委員〕

- ・まちづくりを推進するという意味は。

〔中山座長〕

- ・まちづくりを推進するという事は、最終目的である。ただ、共働だけが手法ではなく、その他の手法もあるから「共働のまちづくり」という書き方はおかしいのではないかという意見が出た。確かにそう思う。

〔井上委員〕

- ・しかし、共働が一番上になったのだから良いのでは。

〔中山座長〕

- ・ただ、まちづくりは共働だけでできるものではない。

〔杉本委員〕

- ・笠原委員が言っている事は、住民によるガバナンスという事だと思う。
- ・その部分を和訳したのが、共働という位置付けでやりたいという事ではないか。
- ・しかし、その部分まで共働が行っているのかどうかという事がある。
- ・作成した図や案のほとんどがガバナンスは如何なるものかという観点を書いているが、そこまで言うかという感じはする。

〔笠原委員〕

- ・いずれにしても、時代の流れや現実の流れの中、何もない所で単にパンフレットを作ったり辞典を作ったりしている訳ではなく、現実の流れで合併したとか、地方分権の流れなどの中でこの方向性をどうしようかという事。
- ・その時には市民に意識をしてもらい、全ての部分でもう少し意識を見直して、これを基にしてまちづくりをしましょうということで、結果的にまちづくりは皆の責任だという事が読んだ人に伝われば良いと思っている。
- ・今は市民活動の部分だけだが、その他に5ページにあるように「役割・責務・市政運営」などたくさんある。
- ・市民については第7章と第8章であり、そしてそれを纏めるのが団体自治の1つの単位として「自治区を設置する」という構造を取る形で良いと思う。

〔杉本委員〕

- ・私は「ガバナンス＝境地」という言葉の方が合っていたと思う。
- ・しかし、この会議では「共働＝統治」という落とし所が共通認識になっていたのかどうか自信はない。

〔中山座長〕

- ・つまり、共働を推進すると言うのはまずいのか。

〔事務局～市民協働推進課長〕

- ・まちづくりを推進するためという事が最初の案だったはず。
- ・第2条に用語の定義があるが、まちづくり活動総体は、行政側がやるまちづくりに全部入ってしまう。だからまちづくりを推進するために頭を立てているのは、市民活動による推進なので、単なるまちづくりを推進するだけではなく、「市民によるまちづくり」や「共働によるまちづくり」というように、頭が必要になってくると思う。だから、行政のまちづくりをここで支援する必要はない。

〔杉本委員〕

- ・少しずれがあると思う。「まちづくり」にするか「自治」にするかという話に戻らなければならないが、今まで自治というのは、住民や個々のまちをどうやって自治するかという観点で条例作りをやってきた。
- ・そこで今までで行政側が言う「まちづくり」という用語からも、最初から逸脱している。

- ・市役所側が言っている住民自治や団体自治という解釈からも、当然、離れてきていると思う。だから枠組みが、そのレベルから広がったと思う。
- ・行政側が運営し易いための条例ではなく、住民がどうやったらこのまちが良くなるのかという観点での条例なので、少しギャップがあると思う。

**〔中山座長〕**

- ・第8章を見て思った事は、まちづくり全てを示しているわけではないので「共働によるまちづくりを推進する」や「共働のまちづくりを推進する」という方が、すっきりとして良いと思う。皆さんはどう思うか。
- ・この問題ばかり議論は出来ないので次に行きたい。
- ・もう1つ大きな提案を副座長からいただいているので、もう一度説明願いたい。

**〔逢坂副座長〕**

- ・第36条で市民自治の促進となっているが、この第8章は共働の推進という事だが、単純に言うと、市民自治を促進する事が共働の推進に繋がるという位置付けも考えられるが、どうもそうではない気がする。
- ・共働を推進する事も大事だし、もう少し大きな意味で市民自治を促進する事も大事だと思っている。そして、前文でははっきりと2つの目玉を出している。
- ・市民自治と共働という目玉を出している。そして、市民自治というところは、あくまでも市民自治を育てる、推進するという事で、市長等はどういう事をしなければならないのかという位置付けにした方が良いと思っている。
- ・そうすると、この「共働のまちづくり」というのは、ここでは使わない方が良いと思う。あくまでも市民自治、住民自治というものを前面に打ち出すという事で良いと思う。
- ・だから、共働の推進という位置付けではなく、地域自治の位置づけという事で第9章に持って行くとどうだろうか。

**〔井上委員〕**

- ・第2章の自治の基本原則では「住民自治」という言葉を使い、第36条では「市民自治」という言葉を使っている。

**〔中山座長〕**

- ・この部分は杉本委員に訊きたい。

**〔杉本委員〕**

- ・「住民自治」に関しては、地方自治の本旨の解釈として「住民自治」という言葉がある。

**〔井上委員〕**

- ・市民に分かるのだろうか。

**〔杉本委員〕**

- ・地方自治の本旨の中でも「住民自治」という言葉は出てこない。だが、今までの定説により「住民自治」という言葉が出てきている。
- ・しかし、北見市の場合は「住民自治」という言葉ではうまく纏まらないので、後半の方で「市民自治」という解釈になっていると思う。

**〔逢坂副座長〕**

- ・その辺の部分を、きちんと分かり易くしておかなくてはならない。



〔井上委員〕

- ・自分だけが分からないのかもしれない。

〔杉本委員〕

- ・その事は、きちんと書いておいた方が良いと思う。しかし相当長くなるだろう。

〔中山座長〕

- ・どちらかに統一するわけにはいかないのか。

〔笠原委員〕

- ・9ページは自治法に書いている用語だと思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・「地方の自治の本旨とは何だ」といった時に、研究者などが使ってきた時の言葉であり、その事は住民自治と団体自治に解釈されるという事。

〔笠原委員〕

- ・行政学上での話。

〔杉本委員〕

- ・定説文なので、その定説に反して市民自治という事になっている。

〔笠原委員〕

- ・しかし、用語の定義では「市民」と謳っている。

〔事務局～企画課長〕

- ・市民自治と言った時に、どういう解釈をするか。
- ・ここでは「市民＝そこに住んでいる人、住所を有している人だけではない」という定義をしている。要は外から北見市に通勤している人も含めてのまちづくりという事をイメージに捉えている。

〔中山座長〕

- ・そういう意味から「市民自治」と言わないと駄目だという事か。「住民自治」では駄目という事。

〔事務局～企画課長〕

- ・そういうイメージで捉えていただきたい。

〔中山座長〕

- ・説明されると分かった。

〔逢坂副座長〕

- ・ちょっと分かりづらい。

〔中山座長〕

- ・そう言われても仕方がないことだ。

〔笠原委員〕

- ・もし、第9章にこれを入れると、先ほどから心配している狭い範囲のコミュニティのところ、どうしても矮小化してしまう恐れを感じる。
- ・ここは、あくまでも市民活動というか、本当に広い意味での市民活動、市民自治の促進という事。そしてあくまでも「支援する」というのは、主体が市民だから行政は支援する、サポートするという位置関係の部分で、このような表現に収まってきたと思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・1 つには、今言われたように第4条で「住民自治」、ここでは「市民自治」、その同じ条文の中で「地域自治」という3つの言葉が出てきている。

〔逢坂副座長〕

- ・解釈が難しい。

〔井上委員〕

- ・ここで言っている「まちづくり」は、最初に言った「まちづくり」とは違うという事なのか。この部分は一緒で良いのか。

〔逢坂副座長〕

- ・まちづくりは同じで良い。

〔杉本委員〕

- ・逆に、いろいろな自治がたくさん出てくるから、まちづくりで最大公約数にしたという形で良いと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・そのようなニュアンスで無きにしもあらず。自治とまちづくりと同義語のような形で使うという。

〔杉本委員〕

- ・「まちづくりは」どこにも定義はしていないし法律には書いていない。「自治」にはいろいろあるので、整理するのが大変だと思う。

〔中山座長〕

- ・副座長からの意見に対して、「市民自治の促進」が敢えてここにあっても良いという感じがする。と言うのは、A～Fまで全部を含んで「共働」としたが、基本となるのがAであり、ここから何かが始まるというAにあたる部分の拡充を「共働の推進」の中に書いた方が良い気がする。

〔逢坂副座長〕

- ・あくまでも、市民自治というのは、分かり易く言うとAの部分の促進という事。その辺のところ、皆さんはどう思うか。私は、今の意見だと狭い気がする。あるいは、そのように市民自治自体を定義してしまうか。

〔杉本委員〕

- ・市民自治を定義することは出来ないと思う。
- ・私は図で纏めたが、住民自治と団体自治には一貫性があり、連続しているものだと思うが、まだ皆がそういう考え方に至っていないと思う。法学者の人もこの事によりやく気付き始めたと思う。
- ・神原先生の考えは、どちらかと言うと分離した状態になっている。このように法学者でも2つに考えが分かれている。
- ・しかし、北見市はどのように考えるのかという事だと思う。北見市がこれからまちづくりをどう考えたら良いのかという事で、A～Fのような一連の方法で良いという考えに至るのであれば定義をしても良いと思うが、今現在、学術的・法学的に住民自治と団体自治の研究がようやく始まり、一般的になりつつある段階なので少し難しいと思う。

- ・個人的には、図に書いた方法が自治のスタンスだと思うが、行政側ではどうなのかと思うし、違うのかもしれない。

〔井上委員〕

- ・文章の中に「市民自治（A）」とするとどうだろう。

〔中山座長〕

- ・Aだとまずい。Aは中心であるが、概要の2ページにあるように、どんどんグラデーションが薄くなっていく。Aだけでは団体自治も加入した活動となる場合もあるので、そういう意味ではAだけと書く事はできないので、共働のまちづくりの根底であるという事である。

〔井上委員〕

- ・Aが小さくなるという事か。

〔中山座長〕

- ・市民自治の関与の割合が小さくなるという事。Fにいけば行政関与という事。
- ・次に、第3項に「条例等を整備するなどの支援を行うものとする」とあるが、これは他の条例にはかかっていない。
- ・下に解説に書いてあるので、妥協案として「応じて支援を行うものとする」では駄目か。

〔笠原委員〕

- ・これは未完成であり、今後いろいろな活動する事によって、方向性や具体的なものが積み重ねられていくと思っている。
- ・例えば、「条例等」という言葉を抜いてしまうと、完結するような形になり非常にまずいと思う。

〔杉本委員〕

- ・条例はどうしも解説に付けておく必要がある。努力目標や行政側が行う約束として書いておかなければならないが、それは支援策ではないというだけの話だと思う。行政側も一緒になって責任を持ち、条例の後に対応するという事。

〔笠原委員〕

- ・この第2項で言っているのは、市民活動が実際にあって、それに対していろいろな事をやっていった時に、どのようなルールが必要かという事。
- ・例えば、交付金制度などをもう一度検証し直し、本当にこれで良いのかという意味で、条例をもう一度作り直したらどうかという事。他の所のように、条例化してやった方が良いのではないかと思う。
- ・そうしなければ、今の制度が今後、継続性のままにいく恐れが出てくると思う。

〔中山座長〕

- ・何か理由付けが出来れば、市民会議で話し合いたいと思う。

〔笠原委員〕

- ・全体に条例を制定するという事を入れなかったのは議会に対する遠慮ではないが、最終的には議会で決めるのだから、立法権を侵す等のことがあったので、極力表現をしてこなかった。
- ・しかしこの部分だけは、今後の事を考えた時には入れておいた方が良いと思う。

〔中山座長〕

- ・皆さんも同じような事を考えていると思う。共働の推進というのは、非常に大きなまちづくり上の手法となりそうだが、それに関して完璧な答えを出すことができない。
- ・現時点で、我々が考えられるベストな考えを詰めていきたいと思う。
- ・今日の皆さんの意見を参考に取り入れ、解説の分かり難い部分も若干書き換えていきたいと思う。できる限り意図は変えないようにして、その修正したものを最終的な案として出したいと思う。
- ・この件は、こちらに任せてもらいたい。任せてもらえれば、私の方で修正して、できる限り次回までに出したいと思う。
- ・基本的には、これで良いという事でよろしいか。

素案「条例の概要」欄 記述内容の確認

◆ 1. まちづくり基本条例とは

〔中山座長〕

- ・この「基本条例とは」の記述は、変わりようがないという事で良いだろうか。
- ・事務局に訊きたいのだが、これは決まり文句のようなものなのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・まちづくり条例というのはこういうものだという事を言っている。

〔杉本委員〕

- ・最後の「制定することになります」という表現が最近多いが、この部分は「制定します」が良いと思うが。

〔逢坂副座長〕

- ・これは「制定する」が良いと思う。

〔中山座長〕

- ・「制定するものです」と訂正する。

◆ 2. 条例制定の背景 ① 地方分権の推進

〔杉本委員〕

- ・「個性的な行政システム」の「個性的な」は、法律や条例を通すために、謳い文句、スローガンとして使ったのだろうが、必要ないと思う。

〔笠原委員〕

- ・その前の「画一」に対する「個性」である。国主導の「画一」、地方の場合はそれぞれの地域の「個性」と、表現として対句になっている。対比上あっても良いと思うが。

〔中山座長〕

- ・これだけを見て聞いた感じでは、不思議な感じを受ける。
- ・しかし、前の「画一的な」という文章に合わせると良いという事か。

〔井上委員〕

・「画一」とは何だ、という事になると思う。

〔中山座長〕

・「画一」の対角が「個性」というのは違う気がする。別な言葉はないのだろうか。

〔事務局～企画課長〕

・両方を取ってしまうという事もある。

〔井上委員〕

・その方がすっきりとするとする。

〔中山座長〕

・ない方が良いと思う。

〔杉本委員〕

・「主導」と記載しているが、この漢字で良いのだろうか。

〔笠原委員〕

・それとも「中央集権から地方分権へ」とはっきり記載するか。本来はそういう話。

〔合田委員〕

・辞書では、中心になって物事を進めることが「主導」となっている。

〔水口委員〕

・この言葉を削るよりは、このままの方が良いと思う。それぞれ今、地方が独自でやりなさいという事を言っているのだから。

〔中山座長〕

・「独自」という言葉の方が良いのかもしれない。

〔水口委員〕

・わざわざ削らなくても良いと思う。

〔逢坂副座長〕

・「個性」ではなく「独自」な行政システムでは。

〔中山座長〕

・その方がすっきりとする。

〔笠原委員〕

・何か違和感がある。「独自」といっても、行政そのものを「独自」と考える事はあり得ないと思う。

〔水口委員〕

・1つの国家の中でやるのだから、独自という事はあり得ない。

〔笠原委員〕

・似たような形なので、もう少し違うという意味から「個性的」という素案になり、違うから「独自」としてのシステムとなるのは中々難しいと思うが。

〔杉本委員〕

・ことさら「個性的な」は必要ないと思う。

〔笠原委員〕

・結果として、ならざるを得ないと思う。

〔中山座長〕

- ・あまり深くこだわっても駄目だと思うので。何が良いと思うか。
- ・我々には思いつかないので、専門家として事務局に訊きたい。

〔事務局～企画課長〕

- ・事務局はこれで良いと思っている。

〔事務局～企画財政次長〕

- ・先ほども言っていたように「画一」の対義語としては「個性」であると思う。
- ・元々、まちづくり条例や自治基本条例というのは、分権から出た言葉である。
- ・国が地方自治法で定めた行政システムから、実は分権後によって自分達でまちづくりのルールを決めようという部分が出てきた。
- ・このことから、ニセコ町をはじめとして、まちづくり条例というものがクローズアップされてきた。だから、そういう意味での「個性」という事。
- ・「独自」、「特別」という地方自治法で定められた行政システムという事ではなく、まちづくりに関して、それぞれ個性的なものが生まれ得るという意味である。
- ・それぞれの自治基本条例やまちづくり基本条例という条例として定める背景が出てきた事を表現するために、「画一」に対する「個性」という言葉が出てきた。
- ・だから、あまり深い意味はない。

〔中山座長〕

- ・「個性的な」は、そのまま生かしたいと思う。

## ◆ ② 補完性の原理

〔中山座長〕

- ・非常に分かり易く、理解し易い文章になっていると思うが、どうだろうか。

〔杉本委員〕

- ・補完性の原理の部分と、上の節と下の節が違う事を言っていると思うが。

〔中山座長〕

- ・後段は補完性の原理でなくなっている。基本条例の設置部分になっている。

〔杉本委員〕

- ・この下の段は、条例制定の背景の方になると思うが。

〔中山座長〕

- ・最初の部分は何となく補完性の原理に関っているような気はするが、最後の部分がどうだろうか。

〔杉本委員〕

- ・2段落目の「この場合・・・」と書いている部分は、「①地方分権の推進」の下に付くと、納得できる気がする。地方分権の中に含まれるような内容だと思う。この部分は、補完性の原理でない事は確かだ。

〔井上委員〕

- ・神原先生が説明したと思う。だんだんと国が行っていくようになるが、国には憲法があり、それを逆に、降ろしていくと説明されたと思う。

〔中山座長〕

- ・あらためて書かれると、違和感を持つかもしれない。

〔井上委員〕

- ・「この場合」という言葉は違う感じがする。

〔逢坂副座長〕

- ・「この場合」という言葉を除いた方が良いかもしれない。

〔井上委員〕

- ・取った方が分かり易いのかもしれない。

〔杉本委員〕

- ・「この場合・・・」の部分で、「日本で出来ないことは国際機関が行う」という、同じようなストーリーが連続するならば、この中で良いのかもしれないが。

〔井上委員〕

- ・そういう事を言っているのではないと思う。上の部分は補完性の原理であり、それを維持するために、その根にあるものが法律だとしたら、順繰りと「地方自治とは、こういう事なのである」という事を言いたいのだと思う。

〔中山座長〕

- ・そうなる、敢えてこの部分ではなくても良いという事か。どこに入れたら良いか。

〔井上委員〕

- ・補完性の原理という事を制度化するひとつの方法としてはという事だと思う。

〔中山座長〕

- ・決して補完性の原理の説明ではないという事。
- ・他の委員は、どこに入れたら良いと思うか。

〔笠原委員〕

- ・かえって、一番上のまちづくり基本条例に入れた方が分かり易いと思う。

〔井上委員〕

- ・逆に、その方が分かり易いと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・最初の神原先生の説明では、まちづくり条例を作るひとつの考え方として、このような流れがあるという言い方をしていた。
- ・国際的なものは国際機関で行い、地方分権で地方がやる事は地方でやらなければならない。そしてまちづくり基本条例というものがそこで位置づけられるという言い方をしていた気がする。

〔事務局～企画課長〕

- ・補完性の原理も一番上の段落の説明も無くして、地方分権が推進されていく中で、自治体政府として、日本国憲法と同じようなものをそれぞれの自治体を持つような必要性が出てきたという事で纏めた方が良い気がする。地方分権の推進という背景の中に。

〔中山座長〕

- ・それとも笠原委員や副座長が言うように「1. まちづくり条例とは」の中に入れても良いのかもしれない。

〔逢坂副座長〕

- ・位置付けという事で、その中に入れても良いと思う。

〔杉本委員〕

- ・背景としては、地方分権一括法が契機という事なのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・一番早いニセコ町は平成13年で、この地方分権一括法を受けてのもの。

〔逢坂副座長〕

- ・そうすると、地方分権推進の流れで入れてしまうという事か。

〔杉本委員〕

- ・元々の根拠がそこにあるので、そちら側だと思う。条例制定が背景となっているので。

〔事務局～企画課長〕

- ・地方分権を進める上での「②補完性の原理」は原理であり、背景ではない。

〔逢坂副座長〕

- ・地方分権を進めるための道具という位置付けか。

〔杉本委員〕

- ・本当は最初から言っていなければならない部分だ。

〔中山座長〕

- ・この文章は最初に入れても良い気がする。

〔逢坂副座長〕

- ・道具という位置付けなら、最初に入れても良い気がする。
- ・補完性の原理の説明はしておいた方が良いと思う。

〔中山座長〕

- ・地方分権を推進するためには補完性の原理が必要なので、その繋がりだと思う。

〔井上委員〕

- ・①の下に入れてはどうか。

〔中山座長〕

- ・補完性の原理の上の段は「①地方分権の推進」に入れる事にする。

〔逢坂副座長〕

- ・①に入れて、少し繋がりを考えた方が良いと思う。事務局から何かあれば。

〔中山座長〕

- ・「1. まちづくり基本条例とは」の部分に、②の補完性の原理の第2段落目を入れて、少し組み換えたい。そうすれば、①で地方分権を推進し、そのためには補完性の原理が必要だという事で、繋がりが良くなる。
- ・その次に、北見市独特の合併の話が出てくるということ。このような事で良いか。

### ◆ ③ 合併

〔杉本委員〕

- ・文章の最後の部分「なったところです」という表現がおかしいと思う。報告書などを書くのであれば良いのかもしれないが、皆さんはこの表現をどう思うか。



〔逢坂副座長〕

- ・役所言葉のような気がする。

〔井上委員〕

- ・「されました」「要素となりました」で良いと思う。

〔杉本委員〕

- ・「ところです」という言葉が非常に多く使われている。

〔井上委員〕

- ・何か場所を探している表現だ。

〔杉本委員〕

- ・「要素となりました」で良いと思う。

〔笠原委員〕

- ・2ページの下から2行目「地域自治組織が」となっているが、これは「まちづくり協議会」と理解をしても良いのか。そうであれば置き換えた方が良いと思う。
- ・話は戻るが、先ほどの「1. まちづくり基本条例とは」の2段落目の「この条例は、法律に基づくものではなく・・・」は要らない気がする。この部分を外して、先ほどの国際機関の部分を上げて纏めた方が良い気がする。

〔中山座長〕

- ・その事も合わせて、1段落目と2段落目の間に入れて、2段落目を少し変えた方が良いと思う。
- ・「地域自治組織」というのは、「まちづくり協議会」と置き換えても良いか。

〔事務局～企画課長〕

- ・ここで言っているのは、合併して少し時間を置こうというのは、自治区の仕組みがどのように流れて行くのか、どういうシステムになるのかという事が住民の方に理解された上で、このまちづくり条例を作っていこうという事である。

〔笠原委員〕

- ・ここの表現からいくと、現在庁内で自治区のあり方について検討されているし、副市長2名の問題もかなり関係すると捉えかねないと感じる。
- ・「地域自治組織」というのは、総合支所の事を言っているとは思えないし、まちづくり協議会が運営されるようになるといっても、住民には理解されるという前提にはならない。だから、このような表現をしなくても良いと思うし、この部分は外しても良いと思う。

〔事務局～企画財政次長〕

- ・ここは、合併協議の骨子が作成されたから、まちづくり条例を定めるという流れの文章である。だから、合併協議会において、まちづくり条例がどういう位置付けで、先に作られずに後に回されたのか。骨子だけに留めて、後に回されたのかという合併協議が前提である。その時、合併協議会において「地域自治組織」という言葉を使っていなければ、ここでは使えないので、その部分を調べさせてもらいたい。
- ・もしかすると、使っている可能性もあるかもしれない。

〔中山座長〕

- ・そうであれば、この言葉を生かすしかない。

〔事務局～企画財政次長〕

- ・合併協議会においては「地域自治組織」という言葉を使ったというだけの話になる。

〔笠原委員〕

- ・そうだと思う。経過をきちんと押さえている人であれば良いと思うが、ここだけ読んでしまうと誤解される表現だと思う。

〔中山座長〕

- ・敢えてこの「③合併」の中で話をして、新市になる前に条例ができなかったと言うべきことなのだろうか。この事は入れておいた方が良い事なのか。

〔事務局～企画財政次長〕

- ・ここでは、まちづくり条例は最高規範であり、合併協議ではそれがあって合併するという事が普通である。
- ・それを根拠とする自治区設置条例などが先にあって、最高規範であるまちづくり条例が後回しになった。それは、合併した後の新市の住民として、1から作っていただきたいという事で、合併協議の時には骨子だけに留め、最低限必要な自治区設置条例を作ろうという事だった。
- ・実際には、新市を運営する上での条例から入った事を言っているだけである。
- ・それは合併協議の時に議論されたことだから、ここで敢えて触れる必要はないという事はあり得る。

〔中山座長〕

- ・必要性があれば残しておいた方が良いと思うし、必要がなければ外しても良いと思う。

〔事務局～企画財政次長〕

- ・ここで触れているのはあくまでも条例制定の背景であり、まちづくり条例というのは合併協議での1つの約束事だという事を言っている。
- ・もう1つは、合併の時に条例骨子を定め、新市の審議に委ねられた条例だという部分と言っているだけである。

〔杉本委員〕

- ・そうすると混乱するので「合併協議の経過において」と、過去の事にしてしまわないと駄目だと思う。
- ・「合併協議においては」となると、今でも合併協議があるという感じを受ける。

〔逢坂副座長〕

- ・過去の事を事実にしてしまう。

〔杉本委員〕

- ・「合併協議の経過において」で切ってしまう、経過説明だという事にしてしまえば良いのではないか。

〔事務局～企画課長〕

- ・合併協議会の調整方針、地域審議会の項では「地域自治組織の制度における地域自治区や地域協議会なども精査の上、自治区設置条例の概要について」という言い回しになっている。地域自治組織とは、まちづくり協議会や自治区長、そういう事を含んだ制度、組織という意味で使われている。これに拘らなくても良いとは思いますが。

〔逢坂副座長〕

- ・分かり易い言葉で、「〇〇等」くらいにしておくかどうか。

〔笠原委員〕

- ・そうすると、下から2行目を全部削っても、例えば「合併協議において市民参加のもとに時間をかけてつくり上げていくべきです。」で通じると思う。敢えてここまで言ってしまうなくても良いと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・その方が良いかもしれない。

〔笠原委員〕

- ・そして現在、市民会議が設置され、そこが検討してつくったという事で良いと思う。

〔事務局～企画財政次長〕

- ・「合併協議の経過においては、市民参加のもと時間をかけてつくり上げていくべきとされました。」そして「新市において」と付け加えて。

〔事務局～企画課長〕

- ・この文章を入れたのは、本来、まちづくり条例は市の最高規範であり、合併と同時にあるべきもの。しかし、それをつくらず、1年経過してから市民参加のもとスタートした理由をここで説明しただけである。

〔笠原委員〕

- ・ただ、浜田市の場合は別に基本条例はつくっていない。だから、条例を必ずつくらなければいけないという必須条件ではないはずだ。
- ・たまたま北見の場合は、合併協議の中で、この条例をつくろうという約束事だった。

〔中山座長〕

- ・笠原委員が言っているように「地域自治組織・・・」という部分を外し、①の部分と組み替えて、うまくつなげていきたい。
- ・そして「新市において」も付け加えていきたい。

### ◆3. 条例の特徴的な内容 ①「協働」から「共働」へ

〔事務局～企画課長〕

- ・ここで「ツール」という言葉を使っているが、先ほどの議論では、そういう事ではないとの意見が出ていたので、この件についても検討していただきたい。

〔井上委員〕

- ・3ページの下から10行目「行政の下働きとか・・・」の「とか」という言葉より「或いは押しつけ・・・」などとした方が良いと思う。

〔中山座長〕

- ・分かり易く読んだ。特に、最後の方は役所的な文章ではなく、気持が伝わってくる書き方になっていると思う。

〔井上委員〕

- ・文章は非常に分かり易く、すんなりと入った。逆に、文章だけで図は要らないと思う。

〔中山座長〕

- ・いっそのこと、A～Fだけを残し、他は全部削除するかどうか。

〔井上委員〕

- ・その方がすっきりする。

〔中山座長〕

- ・後は想像してもらおう。
- ・しかし、我々はこの図を見て検討しているので。

〔井上委員〕

- ・文章は、とても分かり易いと思う。

〔水口委員〕

- ・すごいヒントをもらった。

〔中山座長〕

- ・図について各委員の意見を聞きたい。豊田市は、ほとんど同じ図である。これよりももう少し簡単な図で、「市民関与」や「行政関与」がないもの。「記号」から上はあると思う。

〔杉本委員〕

- ・元々、この図全部を載せるという事ではなくて、こういう場面には、こういう働きをしているというマトリックスになっている。
- ・横の状況もあるので、別な分類のところだけで用が足りる。

〔井上委員〕

- ・「分類」と「記号」だけで良いと思う。

〔杉本委員〕

- ・補完性の原理の場合は、この部分はこれで効いているなどという事を表わしただけ。
- ・「分類」と「記号」だけで用が足りれば、それで良いと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・「分類」と「記号」でいくと、豊田市的な簡単な図もひとつの方法かもしれない。

〔浦西委員〕

- ・それで文章と繋がる。

〔中山座長〕

- ・全部の矢印が共働のまちづくりに行けば良いという事か。

〔逢坂副座長〕

- ・直接取り出したところやフィルターをかけた部分を、もう少し分かり易く図で表わせると、文章と同じようなものになると思う。

〔中山座長〕

- ・敢えて「補完性の原理や市民活動が主体で」という説明は要らないという事か。

〔事務局～企画財政次長〕

- ・もし、「記号」から上の部分だけで良いという意見が多ければ、そのような図にするが、条例の中で、新しく補完性の原理を背景にしたものはない。

〔井上委員〕

- ・それをグラデーションで表わすかどうか。

〔事務局～企画財政次長〕

- ・補完性の原理は「自助」「共助」「公助」という言葉を使う。これは解説の中で使われているので、補完性の原理の部分だけは、残すか残さないかを検討願いたい。

〔中山座長〕

- ・確かに、後で解説の中に出てくる。これはあった方が良いか。
- ・「自助」「共助」「公助」とは何という事になると思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・第8章で出てきた。

〔井上委員〕

- ・それでも無くすとすっきりすると思う。

〔中山座長〕

- ・残すとしたら、「理念」「分類」「記号」「補完性の原理の自助・共助・公助」が妥当だと思うが。

〔杉本委員〕

- ・ただし、この文章の中で非常に重要なのはFなのである。A～Eまでの説明はあるが、重要であるFの説明は少ししか記載していない。これは、住民投票などの支援を得て行政側が国等に意見を出すというレベルであり、これは効いてくる重要な部分だと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・今の意見に関連して、EとFというのは今回の市民参加を条例で章立てをしている。
- ・それとE・Fの関係の関連付けの考えを聞かせてもらいたい。

〔杉本委員〕

- ・これはまるっきり一体のものだと思っている。住民投票が少し出てくるが、住民投票の目的というのは住民の意思を図るものなので、どうしても市民合意というレベルで効いてくると思う。
- ・EとFは市民合意を得てやること。だから分権の時に、国に対抗できる唯一の方法論がFしかないのである。
- ・道や国に権限を持っていても言えるものがない、聞くものがないということになる。
- ・市民参加の意味でも、住民投票をバックボーンにしているので、分けて考える事はできないと思う。
- ・やはり、自治としてのまちづくりという考え方をする事は、自治の最終兵器だと思っている。

〔逢坂副座長〕

- ・これと今の共働のまちづくりとは、どういう関連付けをしてくるのか。

〔杉本委員〕

- ・もちろん、議会などと共働して、住民投票が行われるわけである。

〔逢坂副座長〕

- ・今回、市民参加を詳しく議論したが、第32条からのものと、今のE、Fとの関連というのは市民合意という言い方をしているが、これは市民参加を基にして合意を取り付ける。そのバックボーンで行政はいろいろと動くという事とは違うのか。

〔杉本委員〕

- ・ そうだと思う。市民参加、市民合意となっているから。

〔逢坂副座長〕

- ・ そうだとすれば、この市民合意というのは、市民参加のニュアンスも含まれているという解釈で良いのか。

〔中山座長〕

- ・ 論点が分からなくなってきたのでまとめたい。
- ・ EとFに関する記述が「協働」から「共働」へ」という事になっている。それについては非常に重要な役割を持っているので、共働の中に追加して書いた方が良いのではないかという意見だと受け取って良いか。
- ・ そこで、どういった意見を書けば良いのか。

〔逢坂副座長〕

- ・ 「市民合意」という部分は「市民参加」で良いと思うが。

〔中山座長〕

- ・ 自治母体概念は削除するつもりだ。

〔笠原委員〕

- ・ この図の2行目はないと思うが。

〔逢坂副座長〕

- ・ ないのであれば、了解。

〔杉本委員〕

- ・ 2行目はないが、Fに関しては随分あっさりとして説明していると言いたかった。

〔逢坂副座長〕

- ・ Fについては、第11章の第41条で具体的に転記をしている。
- ・ この辺の関連とFとの関係はどんな事になるのか。

〔中山座長〕

- ・ 今は、その事を議論するのではなく、EとFに関して説明を加えた方が良いかどうかということだと思うが。

〔逢坂副座長〕

- ・ だから、このFの部分は第11章できちんと具体的に説明していると思う。

〔笠原委員〕

- ・ 前回や前々回、自治体の方から国に対して法整備をなさいという提案や意見が大分出てきているので、第41条の第2項で「制度の整備等の提案を行う」となっている。
- ・ ただ、前提としては3ページの「共働」がベースにされていると解釈をすべきだと思う。
- ・ そして杉本委員は、この部分にも入れたいという事だと思う。

〔中山座長〕

- ・ 今ここで議論をしている時間はないので、このEとFに関しては、副座長から提案されたように、第11章の第41条第2項以降に説明を付け加えるという事だが。

〔逢坂副座長〕

- ・ 私はFについてのみの考え方を述べただけで、Eの部分は言っていない。

〔杉本委員〕

- ・ 3 ページの F の「行政が国・道・他の機関と連携する分野」となっていて、これを見ると行政独自の分野に見えるのである。だからここでは、住民の臭いがしない気がする。

〔中山座長〕

- ・ では、杉本委員はどのようにしたら良いのか。共働のまちづくりへの関与にはどのような表現があるのか。

〔杉本委員〕

- ・ F の矢印を直接上にあげ、共働のまちづくりという方向に向けている根拠には必ず住民が関与しているというスタンスを出せないかと思うのだが。

〔中山座長〕

- ・ 住民が関与できるのは、どういう形があるのか教えて欲しい。

〔杉本委員〕

- ・ F の分野の重要な意見や意見表明などは、今までの議会での意見表明レベルより上の構想力を持っていると思う。それが住民投票であり、その住民が関与している部分を何とか出せないか。

〔中山座長〕

- ・ 最大の決定権はまちづくりが持っているが、住民として関与する事は当然できる。
- ・ それが共働のまちづくりの中の 1 つだからこそ、矢印が動くのだという事。

〔逢坂副座長〕

- ・ 市民参加の考えも一緒に検討願いたい。

〔中山座長〕

- ・ その他にないか。それでは、内容は良さそうという事だが、住民が関与している部分を少し出たので次回までに考えてきたいと思う。

## ◆ ② 自治区の設置

〔中山座長〕

- ・ 「②自治区の設置」について何か意見はないか。

〔杉本委員〕

- ・ これは過去に決めたことなので、突っ込みようがない。

〔事務局～企画財政次長〕

- ・ 表現などには問題がないか。

〔杉本委員〕

- ・ ない。これで良い。

〔中山座長〕

- ・ それではこれで良いとする。

## ◆ ③ 子どもの権利

〔中山座長〕

- ・ 次の「③子どもの権利」について何か意見はないか。

〔井上委員〕

- ・良いと思うが、下から3、4行目に「大切に」という言葉が3つも入っている。
- ・最初に「社会の大切な一員であり、北見市の未来を担う大切な宝です。」とあるが、この「大切な」はいらない。「宝」は大切なものであり、重複表現である。
- ・次の「・・・そうした子どもを大切に」を「健やかに」や「健全に」の表現にした方が良いと思う。
- ・「大切」が3つもあると、大切さがなくなってしまう気がする。

〔中山座長〕

- ・では、最初の「大切」は生かし、次の「大切な宝です」の「大切」は削除する。
- ・「市民から独立させ」という表現もおかしいと思う。

〔井上委員〕

- ・独立は変だ、一員なのだから。

〔逢坂副座長〕

- ・市民ではない感じを受ける。

〔井上委員〕

- ・「姿勢を示すために、規定しています」が良いと思うが。

〔事務局～企画財政次長〕

- ・「特に規定するものです」はどうか。

〔井上委員〕

- ・「規定しています」が良いと思う。

〔事務局～企画財政次長〕

- ・「特に規定しています」と「特に」を入れたらどうか。

〔逢坂副座長〕

- ・要らないと思うが。

〔事務局～企画財政次長〕

- ・「示すために規定しているものです」ではどうか。

〔中山座長〕

- ・「規定しています」が良いと思う。

〔事務局～企画財政次長〕

- ・そうなると、「②自治区の設置」でも変えないといけないと思う。最後「目指していくものです」は「目指します」というように語尾を修正しなければならない。

〔井上委員〕

- ・それは良いと思う。「規定しています」にして、「独立」は削除した方が良いと思う。

〔水口委員〕

- ・「独立」は要らないと思う。

〔中山座長〕

- ・「示すために、規定しています」に修正する。
- ・他に意見はないか。なければ、最後の「④危機管理」に進みたい。



◆ ④ 危機管理

〔中山座長〕

- ・何か意見はないか。かなり過激な事例が書かれているが。

〔逢坂副座長〕

- ・この最初の「合併後」という言葉はどうだろうか。前の危機管理のところで「合併後」という言葉を外した気がする。ここだけは入れておくか。入れなくても良い気がするが。

〔水口委員〕

- ・要らない気がする。合併したからガス事故が起きたわけではない。

〔事務局～企画財政次長〕

- ・では、「近年」という言葉ではどうか。

〔逢坂副座長〕

- ・「近年」にしよう。

〔水口委員〕

- ・今年は特に大雨でやられているから。

〔逢坂副座長〕

- ・では「近年」を使おう。

〔中山座長〕

- ・今、井上委員からの指摘で、時期を示すものが概要の中に入っていて、後で読むとおかしく感じるという意見が出たが。

〔杉本委員〕

- ・歴史として、あっても良いのでは。

〔井上委員〕

- ・つくられた時の「近年」という事か。

〔事務局～企画財政次長〕

- ・それでは「近年」を使わないで、別な言葉でも良いが。

〔井上委員〕

- ・そうではなくて、条例の中でこういう書き方をしても良いものなのかという疑問。

〔中山座長〕

- ・例えば、10年後に読んだ時は10年前の「近年」なのか。歴史的なものとして捉えて読むべきものなのか。

〔井上委員〕

- ・「何年」とか「何世紀」という言葉を入れた方が良いのではないか。

〔中山座長〕

- ・時代をはっきりと入れた方が良いと思う。例えば「合併後」というのは、時代が分かる表現だと思う。そこで事務局に訊きくが、このような表現は大丈夫なのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・今、答申をするにあたっての文章という事だが、道の議会基本条例の部分も、そのような記述をしているが、出来上がるとこの記述は出来ないので、この条例を制定するときの解説文は、若干変わる可能性はある。

- ・答申にあたっては、なぜこういうものをつくったのかという事で解説をしているので、この文言がそのまま概要や解説も含めて、そのままずっと残って行くものではないという事を押さえていただきたい。

〔逢坂副座長〕

- ・今日時点では、これで良いと思う。

〔中山座長〕

- ・そうなると、第 10 章の危機管理の解説文も変えなくてはいけない。「近年、この地域においても・・・近年の大地震などにおいては・・・」となるか。

〔笠原委員〕

- ・上から 4 行目の最初はこのままにして、「しかし、近年は」の後ろに「大雨や地震などの自然災害が発生して・・・」として、「日本の各地においては・・・」という流れでいけば、まとまる気がする。

〔杉本委員〕

- ・下から 5 行目「市民は、安全で安心な・・・」の「安全で安心」という言葉が、一文の中に 2 回使われている。これもくどくはないか。

〔逢坂副座長〕

- ・確かに、1 行の中に入っており、くどい。

〔井上委員〕

- ・この「市民」と「市長等」という部分で主語が違うので、敢えて入れたのではないか。
- ・「市民も市長も」という意味ではないか。

〔逢坂副座長〕

- ・少し気になる部分だ。折角、解説の部分も 1 つにしたのだから。

〔井上委員〕

- ・敢えて入れたのだと思った。

〔中山座長〕

- ・下から 5 行目「・・・権利を有しており、・・・」の部分も要らないと思う。
- ・以前もこのような話をした気がする。

〔逢坂副座長〕

- ・第 10 章の危機管理の解説は、大分外した記憶がある。

〔杉本委員〕

- ・「安全で安心」が続くと、くどいという事で。

〔中山座長〕

- ・前の検討の時にも外している。
- ・「市民は、安全で安心して生活する権利を有しており」、これが当たり前なので外するという事で外した。
- ・第 39 条の危機管理の解説でも外したので、ここも外す。
- ・下から 5 行目「市長等は・・・」からはじまりとする。
- ・「近年」を削除し、文章を少し入れ替え修正する。
- ・それに合わせ、第 10 章の解説の「近年」も削除し、修正を加える。

〔笠原委員〕

- ・入っていても歴史的背景で良いのではないか。

〔中山座長〕

- ・事務局に委ねる。

〔事務局～企画課長〕

- ・条例本文だと捉え方も違って来るが、ここは、つくった当時の背景にこうしたことがありましたということだから良いとは思いますが、解説の中でも、道の議会基本条例などが制定されれば言い方が変わってくる場所もあるのは気になる。

〔笠原委員〕

- ・議論経過や至った背景ということではあっても良いとは思いますが。

〔中山座長〕

- ・事務局と協議して次回に示したい。
- ・今回で概ね全体の条例と概要について、一通り検討が終わった。

#### ～検討内容のまとめ～

##### ◆第8章 共働の推進

- ・本日の意見を参考に、解説の分かりにくい部分を若干修正。
- ・出来る限り意図は変えないで、座長が修正したものを最終案として次回示す。

##### ◆北見市まちづくり基本条例の概要

###### 1. まちづくり基本条例とは

⇒文言修正

- ・最後を「制定するものです」に修正する。

###### 2. 条例制定の背景

###### ①地方分権の推進

⇒②補完性の原理での修正に伴う、構成の修正をする。

###### ②補完性の原理

⇒構成の修正

- ・上の段は①「地方分権の推進」に入れ、修正する。
- ・「1まちづくり基本条例とは」の部分に、②の補完性の原理の第2段落目を入れて、組み換えをする。

###### ③合併

⇒一部修正

下から2行目「地域自治組織」を削除し、「合併協議の経過においては、新市において、市民参加のもと時間をかけてつくり上げていくべきとされました。」に修正

### 3. 条例の特徴的な内容

#### ①「協働」から「共働」へ

- ⇒「行政の下働きとか・・・」の「とか」を別な言葉へ修正。
- ・ 図を簡略に修正（理念、分類、記号、補完性の原理との関係）
- ・ 住民の関与の部分を少し表現できるよう次回までに検討。

#### ②自治区の設置

- ⇒修正なし

#### ③子どもの権利

- ⇒「大切」を多用しているため「大切な宝です」の「大切」は削除。
- ・ 最後の「市民から独立」を削除し、「示すために、規定しています」に修正

#### ④危機管理

- ⇒「合併後」は削除し、2段落目と少し文章を入れ替えなど一部修正。
- ・ 下から5行目「市民は、安全で安心して生活する権利を有しており」を削除

### 次回の会議について

#### 〔事務局～企画課長〕

- ・ 今回までの修正後の素案と一部保留部分と答申案を次回検討したい。
- ・ 次回は9月11日（金）に開催する。

#### 〔中山座長〕

- ・ 以上で、本日の会議を終了する。